

岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領

施行 平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 613 号
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日付け環管第 9 号
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日付け環管第 13 号

第 1 目的

この要領は、温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請に当たり、申請者と当該掘削等が影響を及ぼすおそれがある周辺源泉所有者、温泉が存在する周辺地域等との間における合意形成の取組手段を定め、もってその相互理解を促進し紛争の未然防止を図ることを目的とする。

第 2 適用範囲

この要領は、岐阜県温泉掘削、増掘及び動力装置申請要領（平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 612 号。以下「申請要領」という。）に定める規模による分類の各区分における合意形成の手段としての事業説明会、周辺源泉所有者への事業説明及び地域連絡協議会の設立（以下「説明会等」という。）に適用する。

第 3 区分 2 に係る事業説明会

申請要領に定める区分 2 に該当する掘削等を行おうとする事業者（以下この項及び次項において「事業者」という。）は、この項に定めるところにより事業説明会（以下「説明会」という。）を実施するものとする。

(1) 説明資料の作成

事業者は次に掲げる事項を含む説明資料を作成すること。

- ア 事業計画の内容
- イ 温泉資源保護のための対策
- ウ 掘削等予定地の選定理由
- エ 事業に係る問い合わせ先
- オ その他事業内容の相互理解のために参考となる事項

(2) 説明会の対象者及び対象範囲

説明会の対象者（以下「対象者」という。）は、掘削等予定地から概ね 1, 0 0 0 m 以内に存在する源泉の所有者（管理者を含む。以下同じ。）及びこれら温泉事業者等で構成される温泉地（町又は字の区域）単位の団体（以下「温泉事業者団体」という。）及びその構成員とする。ただし、源泉が密集しており、特に温泉資源保護の必要が認められる地域として次表左欄に掲げる地域における対象者の範囲は、同表右欄に掲げるとおりとする。

地域	対象者の範囲
高山市奥飛騨温泉郷地域	概ね 3, 0 0 0 m 以内
下呂温泉地域	概ね 2, 0 0 0 m 以内

(3) 説明会の開催等に関する配慮と事前の調整

事業者は、説明会の開催日時、会場等の決定に当たり、対象者の便宜に十分配慮するとともに、原則として、温泉事業者団体の代表者とあらかじめ調整を行うこと。

(4) 説明会開催の周知

事業者は、説明会の開催に当たり、あらかじめ対象者に対し郵送又は戸別訪問により説明会の開催について通知すること。なお、対象者の把握については、温泉事業者団体等の協力を得るなどして、できるだけ漏れのないように努めること。

(5) 説明会の実施回数

説明会は1回以上実施するものとし、必要と認められる場合には、複数回開催するものとする。

(6) 説明会の進行等

ア 説明者

事業計画等の説明は、原則として事業者が行うこと。ただし、技術的、専門的事項等、必要があるときは、コンサルタント業者、掘削業者の従業員等に説明を行わせることができる。

イ 説明の方法

説明は、(1)により作成した説明資料を説明会参加者に配布し、事業内容や温泉資源保護のための対策等について、具体的かつわかりやすい言葉により行うこと。

ウ 進行役の設置

説明に当たっては進行役を置き、事業者と説明会参加者とが双方向的な対話を行えるよう配慮すること。

エ 質問等への対応

事業者は、説明会参加者からの質問や意見等には、次に掲げる事情がある場合を除き誠実に回答又は対応すること。なお、当該事情により回答ができない場合は、その理由を明らかにして説明会参加者の理解を得るよう努めること。

(ア) 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとき。

(イ) 個人のプライバシーに関わる事項が含まれるとき。

(ウ) その他回答できない特段の事情があるとき。

(7) 説明会開催結果書の作成

事業者は、「事業説明会開催結果書（要領様式1）」を作成し、温泉掘削等許可申請書に添付すること。なお、当該結果書には、次に掲げる書類を併せて添付すること。

ア 対象者を示す書類及び説明会開催の周知方法に関する書類

(ア) (2)に掲げる範囲を示した図面（図面中に対象者をプロットしたもの）

(イ) 対象者の一覧

(ウ) 説明会開催の周知方法（郵送等書面で実施した場合は、その書面を含む。）

(エ) それぞれの対象者に対して実施した説明会開催の周知方法（「対象者の一覧」とまとめることも可能とする。）

イ 説明会で配布した説明資料

第4 区分2に係る周辺源泉所有者に対する事業説明

申請要領に定める区分2に該当する温泉掘削等のうち、第3の(2)に掲げる距離の範囲内に存在する源泉が少なく、源泉の所有者に対し個別に説明することが合理的と認められるときは、第3に規定する説明会の開催に代えて、この項に定めるところにより事業者が事業内容の説明（以下この項において「説明」という。）を実施することで足りるものとする。

(1) 説明資料の作成

第3の(1)に準じる。

(2) 事業説明の対象者及び対象範囲

第3の(2)に準じる。

(3) 説明の実施

ア 説明の方法

原則として面談による説明を実施すること。ただし、説明の対象者（以下この項において「対象者」という。）の面談拒否等、やむを得ない事情がある場合は、(1)により作成した説明資料の郵送をもって説明を実施したものとみなすことができる。

イ 説明者

事業計画等の説明は、原則として事業者が行うこと。ただし、技術的、専門的事項等について必要があるときは、コンサルタント業者、掘削業者等の従業員に説明を行わせることができる。

ウ 説明の方法

説明は、(1)により作成した説明資料を対象者に配布し、事業内容や温泉資源保護のための対策等について、具体的かつわかりやすい言葉により行うこと。

エ 質問等への対応

事業者は、対象者からの質問や意見等には、次に掲げる事情がある場合を除き誠実に回答又は対応すること。なお、当該事情により回答ができない場合は、その理由を明らかにして対象者の理解を得るよう努めること。

(ア) 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性があるとき。

(イ) 個人のプライバシーに関わる事項が含まれるとき。

(ウ) その他回答できない特段の事情があるとき。

(4) 説明結果書の作成

事業者は、「周辺事業説明結果書（要領様式2）」を作成し、許可申請書に添付すること。なお、当該結果書には次に掲げる書類を併せて添付すること。

ア 対象者に対する説明状況を示す書類

(ア) (2)に掲げる範囲を示した図面（説明対象者をプロットしたもの）

(イ) 対象者一覧及び訪問日、説明状況を記した書類

イ 説明時に配布した説明資料

第5 区分3における地域連絡協議会の設置

申請要領に定める区分3に分類される大規模地熱開発及び大規模温泉開発においては、その開発を行う事業者（以下この項において「事業者」という。）が、自ら既存温泉事業者及び関係市町村等に働き掛けを行い、この項に定めるところにより、地熱開発等に伴う温泉への影響に関する検証結果や、温泉資源への影響が生じた場合の対応についての事前の合意形成等に係る協議等を行うための地域連絡協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(1) 設置の時期

区分3に該当する温泉開発事業は、一般的に段階的な調査を経ながら進められるものであるが、遅くとも、試験井（地熱貯留層の資源量評価を確認することを目的として掘削される温泉井）の掘削許可申請時点までに設置すること。ただし、関係者間相互の信頼醸成のため、温泉開発計画のなるべく早い段階から設置することが望ましい。なお、調査段階において、温泉掘削許可が必要な調査を実施する際に協議会の設置がなされていない場合は、第3に準じて事業説明会を実施（観測井を掘削する場合は、説明会対象の範囲を(2)に定める構成員とする。）し、結果書を申請書に添付すること。

(2) 協議会の構成員等

原則として、事業者、当該開発に係る温泉掘削等の計画地と温泉熱源を同一にすると考えられる源泉の所有者、これら温泉事業者等で構成される広域的な団体（以下「広域温泉事業者団体」という。）及びその構成員並びに関係市町村とし、開発地域に関連のある希望者は漏れなく参画できるものとする。また、必要に応じて、温泉科学、地学を始めとした専門家が参画することが望ましい。なお、協議会の名称については、様々な立場の人が参画しやすいよう、中立的な名称とすることが望ましい。

(3) 協議事項

協議会においては、次に掲げる事項について相互に情報共有又は協議するものとする。

- ア 事業者又は既存温泉所有者等が実施したモニタリング調査結果や各種調査結果
- イ 温泉開発計画（地熱発電計画）の内容及びその進捗状況
- ウ 新規温泉開発に伴う温泉・噴気への影響に関する検証結果
- エ 温泉資源へ影響が生じた場合の対応
- オ その他温泉開発計画に関する相互理解のために参考となる事項

(4) 協議会の開催頻度

協議会の会議は少なくとも年1回以上、定期的に開催するものとし、その他情報共有の観点から、新たな情報が判明した場合や、温泉開発計画を大きく変更した際など、緊急に開催する必要がある場合は、随時開催するものとする。

(5) 温泉掘削等許可申請時の添付書類

事業者は、区分3に該当する大規模温泉開発事業において、温泉掘削等許可を申請する際には、申請時まで開催された協議会のすべての会議等の結果について、「大規模温泉開発に係る地域連絡協議会開催等結果報告書（要領様式3）」を作成し、許可申請書に添付すること。なお、当該結果報告書には次に掲げる書類を併せて添付すること。

- ア 協議会等設置要綱（規約）

- イ 会議の議事録及び会議で使用した説明資料
- ウ その他協議会の活動に関する資料

第6 附則

この要領は平成27年3月17日から施行する。

この要領は平成27年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

事業説明会開催結果書

温泉掘削等許可申請に係る事業説明会について、岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領第3の規定に基づき、以下のとおり報告します。

説明対象者及び案内方法	別添のとおり	
開催日時	年 月 日 : ~ :	
開催場所		
参加人数	名	
説明資料	別添のとおり	
説明会で出された 質問・意見 及び それに対する回答・対応	質問・意見内容	質問・意見に対する回答・対応

添付書類

- (1) 対象者を示す書類及び説明会の案内の方法に関する書類
- (2) 配布説明資料

周 辺 事 業 説 明 結 果 書

温泉掘削許可申請に係る事業説明について、岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領第4の規定に基づき、以下のとおり報告します。

説明対象者に対する説明状況	別添のとおり	
説 明 日 時	年 月 日 : ~ :	
説 明 資 料	別添のとおり	
説明対象者からの 質問・意見 及び それに対する回答・対応	質問・意見内容	質問に対する回答

添付書類

- (1) 説明対象者に対する説明状況を示す書類
- (2) 配布説明資料

大規模温泉開発に係る地域連絡協議会開催等結果報告書

大規模温泉開発に係る地域連絡協議会の開催結果について、岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領第5の規定に基づき、以下のとおり報告します。

協議会構成員 ※個人は、個人温泉事業者 ○名のように記載すること。		
開催日時	年 月 日 : ~ :	
開催場所		
参加人数		
議事録	別添のとおり	
説明資料	別添のとおり	
協議会で出された 質問・意見・協議事項 及び それに対する回答・対応	質問・意見・協議事項	質問・意見・協議事項に対する 回答・対応

添付書類

- (1) 協議会等設置要綱
- (2) 議事録及び協議会で使用した説明資料